

後見裁判官は国に後見を付託する（民法典 433 条）。

後見は、以上 4 つのいずれの場合であっても、民法典 492 条が規定するように、代理の制度である。被後見人は、後見開始以降は恒常的に完全に行為能力を喪失し、被後見人が単独でなした行為は無効となる（民法典 503 条）。被後見人のための保存行為や管理行為を有効に行えるのは後見人のみである。

## 2 社会保障給付に関する後見制度<sup>38</sup>

意思能力の欠如した者が行う法律行為の効力を規制しそうした者を保護する上記のような民法典上の後見制度のほかに、フランスでは「社会保障給付に関する後見 (la tutelle aux prestations sociales)」と呼ばれる社会保障給付に固有の後見制度が存在する（社会保障法典 L.167-1 以下）。この後見制度では、受給者の利益に適う給付の利用を保障するために後見人が選定される。

この後見制度は、当事者の行った法律行為の効力の帰趨に影響を与えたり、高齢者が締結する契約を規制したりするものではないため、上記の民法典上の後見制度に代替するものではない。実際、両制度は、その目的を異にすると考えられている。すなわち、民法典上の後見制度は、無能力者の財産と人格（身分・市民権など）の保護を目的としているのに対し、社会保障法典上の後見制度は、当事者を普通の生活に再適応させることを目的としている<sup>39</sup>。以下では、この「社会保障給付に関する後見」の仕組みを概観する。

### (1) 後見開始の要件

社会保障法典 L.167-1 条によれば、「社会保障給付に関する後見」が開始されるのは、「法定あるいは行政規則上の社会保障制度において被用者と非被用者ともに支払われ、かつ資産要件の課されている老齢に関する給付、あるいは補足手当が受給者の利益にそって利用されていない場合、あるいは受給者の精神状態もしくは肉体的障害により当該受給者が食事・住居・衛生面において不備のある状態で生活している場合」である。こうした場合、後見裁判官 (juge des tutelles) は、後見開始の決定として、資格を備えた個人あるいは法人に当該社会保障給付の全部あるいは一部を支払うように命じることができる。こうした社会保障給付の支払いを受けるこうした個人や法人は「社会保障給付に関する後見人 (tuteur aux prestations sociales)」と呼ばれ、受給者の利益に適うように当該社会

<sup>38</sup> フランスの社会保障給付に関する後見制度については、F. Arbellot, *Droit des Tutelles*, Dalloz, 2003, pp.200-206 を参照。また、同制度については、フランスの「雇用・労働・社会的団結省 (ministère de l'emploi, du travail et de la cohésion sociale)」管轄のホームページ

[http://www.social.gouv.fr/html/dossiers/pjm/tps\\_jur.htm](http://www.social.gouv.fr/html/dossiers/pjm/tps_jur.htm) にも詳しく紹介されている。

<sup>39</sup> F. Arbellot, *Droit des Tutelles*, Dalloz, 2003, p.206.

保障給付を使用する責務を負う（同条）。

この後見制度の対象となる社会保障給付は具体的には以下のものである。

- ・ 国民連帯基金（FNS）の給付する補足手当
- ・ 社会保障制度において資産要件の下で給付される老齢給付
- ・ 成年障害手当（AAH）・恒常的第三者支援のための補償手当
- ・ 参入最低所得保障（RMI）
- ・ 個別的自立手当（APA）
- ・ 家族手当
- ・ 労働災害の場合の孤児年金

他方で、疾病保険や老齢保険や出産保険などの社会保険給付や、常に第三者に支払われる個別的住居手当（APL）、稼働所得の代替となる失業保険などの給付はこの後見制度の対象外である<sup>40</sup>。

## （2）後見開始の手続き

後見開始の決定は、当該社会保障給付の受給者の自宅あるいは居住地を管轄している後見裁判官（juge des tutelles）によって行われる。後見裁判官に後見開始の申請を行えるのは以下の者である（社会保障法典 R.167-1 条）。

- 1° 当該給付の受給者
- 2° 受給者の配偶者（共同生活を行っている場合）・尊属・卑属・兄弟姉妹
- 3° 知事
- 4° 当該社会保障給付を給付している組織
- 5° 保健・社会福祉関係州局長（DRASS）
- 6° 地方農業労働・雇用・社会政策監督局長
- 7° 保健・社会福祉関係県局長（DDASS）
- 8° 大審裁判所検事正（procureur de la République）

また、後見裁判官は、職権で後見開始の手続きを行える。

後見開始の申請を受けた裁判官は、必要な情報を収集した後に、受給権者、給付を受け取っている者が受給権者でない場合は給付を受け取っている者、さらに必要な場合には、受給者の世話をしている者の意見を聴取しなくてはならない（社会保障法典 R.167-3 条）。

裁判官は、後見開始の決定を行う場合には、後見の対象とする社会保障給付

---

<sup>40</sup> Ibid., p.202.

の範囲（全部か一部か）および後見の期間を定め<sup>41</sup>、かつ後見人を指名しなくてはならない（社会保障法典 R.167-5 条）。また、後見裁判官は同時に、無能力者の民事上の利益を保護する後見人も指名することができる（社会保障法典 R.167-14 条）。

### （3）後見人の承認と後見人の責務

「社会保障給付に関する後見人」は、県社会保障給付後見委員会（*commission départementale des tutelles aux prestations sociales*）<sup>42</sup>の意見をもとに知事が承認を行う（社会保障法典 R.167-13 条）。この後見人の承認を受けられるのは、①後見実施について適性をもつ非営利目的の法人、②25 歳以上のフランス国籍を有した個人で、市民権・参政権をもち、道徳的であり、社会福祉の知識あるいは家族問題の知識の観点から必要な能力を持つ者、③市町村社会福祉センター（CCAS）である。

後見裁判官によって指名された後見人は、対象となっている社会保障給付の支払いを受け、その管理を行う。後見人は、当該社会保障給付を受給者の生活必需品（食料・暖房・住居など）の費用に割り当てなければいけない。また、後見人は当事者に給付額の一部を返したり、普通の生活に受給者を戻すために教育的活動を実施したりすることも認められている（社会保障法典 R.167-28 条）。

また、後見人は後見の活動に付随するリスク（窃盗・背信行為・詐欺・着服・資金の喪失）に対して保険に加入しなくてはならない（社会保障法典 R.167-16 条）。

### （4）被後見人への効果

被後見人は、後見の開始以後は、対象となっている社会保障給付を支払われなくなる。その代わりに、当該給付は後見人に支払われることになる。ただし、この社会保障給付に関する被後見人は、後見開始後も市民権が行使でき、民事上・刑事上の責任も負い続ける。また、被後見人が締結した契約は依然として効力をもち、後見の対象となっていない収入の管理も本人が行うことになる。

---

<sup>41</sup> F. Arbellot, *Droit des Tutelles*, Dalloz, 2003, p.204 によれば、多くの場合、後見の期間は 2～3 年である。

<sup>42</sup> 同委員会の構成は以下の通りである。①知事、②裁判官（児童裁判官あるいは後見裁判官）、③保健・社会福祉関係州局長（DRASS）、④地方農業労働・雇用・社会政策監督局長、⑤保健・社会福祉関係県局長（DDASS）、⑥県の財政部長、⑦大学区視学、⑧社会保障給付を支給している制度の代表者 2 名、⑨家族政策・高齢者保護についての有識者で知事が指名した者 2 名（社会保障法典 R.167-23）。

#### (5) 後見への監督

後見人が行う給付の管理は県の保健・社会福祉関係事務局長（DDASS）が監督しており、後見人は四半期ごとに会計報告書を提出しなくてはならない。また、裁判官は随時、職権で、あるいは当事者の要求に応じて、後見人に後見の会計報告を要求することができる（社会保障法典 R.167-29）。さらに、後見人は半期ごとに、裁判官と県の保健・社会福祉関係事務局長（DDASS）に対して、後見の活動の成果（特に、確認された改善点、個人単位あるいは世帯単位の再教育の可能性）に関する報告書を提出しなくてはならない。また、裁判官および県の保健・社会福祉関係事務局長（DDASS）は、随時、後見下に置かれている個人あるいは世帯の状況について情報を取得し、あるいは後見人に後見の効果について説明させることができる（社会保障法典 R.167-30 条）。

#### (6) 社会保障給付に関する後見と民法典上の後見との両立

上述のように、この社会保障給付に関する後見制度と民法典上の後見制度とはその目的を異にすると考えられている。

実際、社会保障法典 L.167-2 では、両後見の両立の可能性が認められている。同条によれば、「民法典第 1 編 11 章を適用して後見が開始された場合には、後見裁判官は無能力者の状況を再検討し、社会保障給付に関する後見を廃止する必要があるかあるいは維持する必要があるかを決定しなくてはならない。後者の場合には、無能力者の民事上の利益の保護を課されている後見人に社会保障給付に関する後見の保障をゆだねることができる」とされている。こうした条文の存在からも、民法典上の後見と、社会保障給付に関する後見とは、異なる役割を果たすものであることが分かる。

## V 消費者としての高齢者保護—不当条項委員会による高齢者施設入所契約への勧告

上記のように、高齢者が介護サービスなどの社会福祉サービスを受ける場合、高齢者はサービスの提供主体と契約を締結する。前記IVでは、精神的・肉体的に衰えている存在として高齢者を捉えた場合の保護について検討したが、社会福祉サービス契約における高齢者保護としてもう一つ重要なのが、サービスを購入する「消費者」として高齢者を捉える視点である。特に、高齢者に提供される社会福祉サービスの量が増加するにしたがい、そうした側面はより意識されることになろう。フランスでは、高齢者を「消費者」として捉えた場合の社会福祉サービス契約への規制が実際になされている。すなわち、不当条項委員

会による高齢者施設入所契約に対する勧告である。以下、フランスの不当条項委員会の仕組みとこの勧告について取り上げる。

## 1 不当条項委員会<sup>43</sup>

### (1) 不当条項委員会の創設

不当条項委員会 (Commission des clauses abusives) は、1978年1月10日の法律 (Loi n° 78-23 du 10 janvier 1978) により創設された。

不当条項委員会が創設された背景として2つの事情が挙げられる<sup>44</sup>。ひとつは、大量消費社会が到来し、利用者と事業者との間の不均衡が生じたことである。これは、サービス量が多くなったため個別に交渉することが事実上不可能となり、結局、事業者が用意した定型的な契約を締結せざるをえないという状況による。また、民事訴訟手続きも煩雑であるため、事後的な契約上の不均衡の解消も困難であった。

2つ目の背景は、1970年代以降フランスでも消費者運動が展開されたことである。消費者運動の先駆けであるアメリカでは、それ以前から不当条項の概念が浸透し、1962年には統一商事法典 (Uniform Commercial Code) に判事による不当条項の無効措置について規定された。ヨーロッパで不当条項に対する運動が組織され、不当条項を規制する法律が施行されたのは1970年代以降である<sup>45</sup>。フランスでも1970年代以降に不当条項を規制する動きが起こり、1978年法が制定された (現消費法典 L.132-1 条以下)。

### (2) 不当条項委員会の任務・構成

不当条項委員会は、通常事業者が非事業者あるいは消費者に提示する取り決めの雛型 (modèles de conventions) について権限を有し、こうした書面が濫用的性格を呈する条項を含んでいるか否かを検討する任務を負う (消費法典 L.132-2 条)。不当条項委員会の構成員は委員13名とそれぞれの補充要員13名との26名である。破毀院判事が委員長となり、2名の裁判官、2名の有識者 (法

---

<sup>43</sup> フランスの不当条項規制に関する邦語文献としては、鹿野菜穂子「不公正条項規制における問題点 (二)」立命館法学 257号 (1998年) 12頁-23頁、野澤正充「フランス消費者契約法における情報提供義務と濫用条項規制」立教法学 53号 (1999年) 205頁-251頁、本城昇「消費者契約の適正化と競争当局 (上)」公正取引 581号 (1999年) 14頁-21頁、野澤正充「消費者契約法とフランス法」ジュリスト 1200号 (2001年) 114頁-121頁などがある。

<sup>44</sup> この背景については、2003年11月28日に不当条項委員会の Granier 氏にインタビューした際に、同氏から説明していただいた点である。

<sup>45</sup> J. Calais-Auloy et F. Steinmetz, Droit de la consommation, 6<sup>e</sup> éd., Dalloz, 2003, p.195.

律学の教授など)、4名の事業者代表、4名の消費者代表が委員となる(消費法典 R.132-3 条)。

## 2 不当条項の定義(消費法典 L.132-1 条)

不当条項委員会の審査の対象となる契約は、事業者・消費者間の契約と事業者・非事業者間の契約である。「不当条項」とは、「消費者あるいは非事業者を害して、契約当事者間の権利・義務に重大な不均衡をもたらすことを目的とした、あるいはそうした効果をもつ条項」と定義されている。

「事業者」とは、不当条項への規制が始まった当初から、「製造、販売あるいはサービスの提供に関する平常の組織された活動の枠組みにおいて活動する個人あるいは法人」、と解されている<sup>46</sup>。

「非事業者あるいは消費者」とは、主に、個人あるいは家族の利用に供するために財あるいはサービスを手に入る者で、こうした者は「非事業者あるいは消費者」として不当条項に関する保護を受ける<sup>47</sup>。ただし、「非事業者あるいは消費者」の範囲がどこまで拡大するのか、どこまで含まれるのかについては、多くの議論が提起されている。特に、自身の職業上の目的のためではあるが、その職業上の管轄・能力の範囲外で行動している個人の位置づけが問題となる(例えば、本屋が商売上必要であるため情報処理関係の機器を購入する場合の当該本屋など<sup>48</sup>)。この点に関し、判例では、「非事業者」とは、自己の専門的職業活動とは直接関係なく契約を締結する場合のみにあてはまる、としている。すなわち、(不当条項委員会の Granier 氏の提示した例によれば)老人ホーム(maison de retraite)が利用者(高齢者)と入所契約を締結した場合、入所契約は老人ホームの専門的職業活動と直接関係しているため、老人ホームが事業者、利用者が消費者となる。これに対し、老人ホームが洗濯業者と契約を締結する場合、洗濯は老人ホームの専門的職業活動と直接関係しないため、洗濯業者は事業者となるが、老人ホームは非事業者とみなされる。

## 3 4つの不当条項是正手段

不当条項を是正するための手段としては、①不当条項委員会による勧告、②訴訟、③不当条項禁止デクレ、④消費法典の附則、の4つがある。

<sup>46</sup> J. Calais-Auloy et F. Steinmetz, Droit de la consommation, 6<sup>e</sup> éd., Dalloz, 2003, p.197.

<sup>47</sup> Ibid.

<sup>48</sup> Ibid.

### (1) 不当条項委員会による勧告

不当条項委員会は、不当条項の削除・修正を勧告することができ、消費担当大臣は、職権であるいは委員会の要求に応じて、この勧告を公表できる（消費法典L.132-4条）。この勧告には、個別の状況を特定できるような情報を盛り込んではいけなるとされている（同条）。

勧告は以下の流れにしたがって発せられる<sup>49</sup>。

- ① 関係する契約を収集し、担当者（委員会メンバー・法学部教授・担当省庁公務員・事業者などで構成される）がこれらを分析し報告書を作成する。
- ② この報告書を受けて、関係事業者に意見を聴取し、弁明の機会を付与する。（この段階で条項の正当性が認められれば勧告は出されない。）
- ③ 条項の正当性が認められない場合、調査担当者が勧告原案を作成し、勧告が採択される。
- ④ 採択された勧告は消費担当大臣へ送付される。同大臣は当該勧告を官報に掲載することができる。ただし、業界への影響を考慮して掲載時期を遅らせることがしばしばある。

こうして発せられた勧告には強制力がなく、事業者に単に道徳的圧力を与えるに過ぎない。実際、関係する事業者のすべてが勧告にしたがって自主的に契約を修正しているわけではなく、部分的にしか守られていない<sup>50</sup>。勧告数は2003年11月の時点で58である。

### (2) 訴訟

不当条項委員会の勧告に強制力がないのに対し、訴訟によって当該条項が「不当」と判断されると、当該条項は記載されていないものとみなされる（無効となる）（消費法典L.132-1条6項）。

訴訟の形式としては2つある。ひとつは、消費者個人が提訴するもので、その判決効は当然その個人にのみ及ぶ。

2つ目は、政府認可消費者団体<sup>51</sup>が、事業者と非事業者・消費者間で締結され

---

<sup>49</sup> この勧告までの流れは、2003年11月28日に不当条項委員会のGranier氏にインタビューした際に、同氏から説明していただいた点である。

<sup>50</sup> J. Calais-Auloy et F. Steinmetz, *Droit de la consommation*, 6<sup>e</sup> éd., Dalloz, 2003, p.208.

<sup>51</sup> *Ibid.*, pp.594 et s. フランスでは、1973年12月27日の法律により、消費者団体の代表性が認められ、「1988年認可された消費者団体の訴権及び消費者情報に関する法律」によって認可された消費者団体に訴権を認めるようになった。認可期間は5年である。認可を受けると、政府から補助金を受けることができる。消費者団体には全国レベルのもの、州レベルのもの、県レベルのものがある。

る契約の雛型における不当条項の削除命令を民事裁判機関に申し立てるものである（消費法典 L.421-6 条）。不当条項の削除命令が出されると、すべての問題となっているタイプの不当条項が（締結前後にかかわらず）無効となる。ただし、判決後に判決内容を潜脱するようなに契約内容が変更された場合には、当該命令の効果は及ばない。また、契約中の不当条項は削除されるが、それによって当然に個々人の損害は回復されないため、損害を回復するには個別に訴訟提起する必要がある。不当条項委員会 Granier 氏によれば、集団的訴訟の意義は、個々人の被害は小さいがまとまると大きな被害となる場合に有効な救済を可能とする点である。また、集団的訴訟により不公正競争を排除することになるので良心的事業者の利益にもかなっている。消費者保護と公正競争とは相互に影響しているといえる。

訴訟において裁判官は、当然、消費法典 L.132-1 条に規定された不当条項の定義を参照するが、しばしば、不当条項委員会の勧告を参考にし、裁判官が委員会に意見聴取を行う場合もある<sup>52</sup>。不当条項委員会は、したがって、訴訟にも影響を与えているといえる。

### （3）不当条項禁止デクレ

コンセイユデタは、不当条項委員会の意見に基づいて、不当条項とみなされるべき条項の種類を定めるデクレを発することができる（消費法典 L.132-1 条 2 項）。このデクレは、事業者と裁判官とを拘束するものである。ただし、このデクレはあまり利用されていないのが現状である。

### （4）消費法典の附則

不当条項の類型は、上記のように、不当条項委員会による勧告と不当条項禁止デクレとによって明らかにされるが、消費法典の附則でも不当条項とみなされる条項のリストが定められる（消費法典 L.132-1 条 3 項）。

## 4 「高齢者入所施設が提示する契約に関する勧告 85-03 号」（1985 年 11 月 4 日）

### （1）本勧告の対象施設・対象者

本勧告は、高齢者を受け入れる施設で、同一管理者の責任の下で、部屋を備

---

るが、全国レベルのものは 18~19 団体ある。

<sup>52</sup> J. Calais-Auloy et F. Steinmetz, Droit de la consommation, 6<sup>e</sup> éd., Dalloz, 2003, p.210.



えた一または複数の建物内の住居と共同生活のための共通設備を保障し、諸種の付随的サービス（食事、監視、医療ケア、家事、様々な活動など）を提供する施設に適用される。具体的には、老人ホーム（maison de retraite）、老人アパート（foyer-logement）、ホスピス（hospice）などを対象とする。

また、この勧告に関係する個人は、入所者（pensionnaires）、入居者（résidents）、居住者（occupants）（以上が勧告でいう「消費者」となる）と、これらの交渉相手である理事（directeur）、あるいは経営者（direction）、責任者（responsable）、管理者（gestionnaire）などである（これらの者が勧告でいう「施設」あるいは「事業者」となる）。

## （2）本勧告の概要

不当条項委員会の Granier 氏によれば、この勧告は以下の 5 つのポイントに分けられる。

### ①契約締結過程についての勧告

- ・ 契約締結前に消費者に契約書を 1 部手渡す。（A-1°）
- ・ 消費者の義務を示した条項の下に消費者が署名をする。（A-2°）
- ・ 契約の名称は当該取り決めの性質にしたがう。不当にあるいは欺罔的に規則としての性質・一方的性質を付与してはならない。（A-3°）
- ・ 入居している消費者が作成した、あるいは同意した内部規則が施設にある場合には、契約書に添付しなくてはならない。契約書には作成・同意の日付・条件を規定する。不測の一方的変更は各消費者に報告する。（A-5°）
- ・ 契約に一定の必要記載事項を定める（健康状態・資産に関する入所条件、契約発効日、契約更新期間・方法、一方的契約解除の期間・方法、価格について）。（A-6°）

### ②住居についての勧告（A-6°）

- ・ 契約に一定の必要記載事項を定める（当該消費者の居住スペースの指定・明示、個室であるのか共用であるのかの明示、契約更新期間・方法、一方的契約解除の期間・方法<sup>53</sup>）。

### ③価格についての勧告（A-6°）

- ・ 契約に一定の必要記載事項を定める（入居費（prix du contrat）、改定日・方法、退去時に施設が返還する費用のリスト、入居費の引き上げに関する規則、入居のほかに施設が提供する義務的・任意的サービスの値段とそれが入居費に含まれているのか否かの明示、共用のための施設の設備・付属物

---

<sup>53</sup> これらの規制は、高齢者施設への入所を家屋の賃貸借と同視して、住居の安定性・長期性を保障している。

の値段)

④医師選択の自由の保障に関する勧告 (A-10°)

- ・すべての消費者は自分が選択した医師を呼び、第三者の立会いなしに診察を受ける権利を契約書に規定する。

⑤その他の勧告

- ・一方的契約の変更は消費者が署名した契約に適合的な目的のもとになされること。(A-4°)
- ・民間施設の場合、理事会の設置を契約に定めること。(A-7°)
- ・施設の中に社会扶助受給者の入所枠を定める。(A-9°)
- ・民間施設の場合、消費者は毎年法定有給休暇と等しい期間だけ外出する権利をもつ。(A-8°)
- ・事前に施設に報告しておけば、消費者は食事に客を招待できる。(A-11°)

勧告は、以上の内容に従って32の不当条項類型を列挙している。以下では、その一部を上記の5つのポイントにしたがって紹介する。

①契約締結過程について

- ・署名していない消費者に関し契約の拘束力を認める条項。(B-1°)
- ・最終的契約締結を消費者の私生活調査の結果に従わせる条項。(B-3°)

②住居について

- ・有期契約の場合、賃貸借契約についての法定期間を下回る期間を定める条項。(B-6°)
- ・深刻かつ正当な理由でない理由で、有期契約の更新拒絶や無期契約の解除を事業者にも認める条項。(B-7°)

③価格について

- ・消費者が支払う価格を事業者の意思に従わせる条項。(B-11°)

④医師選択の自由の保障について

- ・消費者が選択した医師の検査に従う可能性を規定せずに、施設の医師の意見に最終的契約締結に従わせる条項。(B-3°)
- ・医師選択の自由、第三者のいないところで診察を受ける権利を制限する条項。(B-17°)

⑤その他

- ・事業者にも契約の一方的変更を認める条項。(B-1°)
- ・社会扶助を受給していない消費者に、資産管理を事業者へ委任することを強制する条項。(B-4°)

Granier氏によれば、不当条項委員会では、老人ホーム入所契約について現在も検討中であるが作業は難航している。その理由として同氏が挙げた理由は、

①85年勧告によって契約が長くなったこと、②複数の契約の条項で不当となる場合が多いこと（例えば、解約予告期間が消費者によって異なる）である。

## 6 まとめ

フランスの高齢者福祉サービスにはホームヘルプなどの居宅サービスと老人ホームなどの施設へ入所してサービスを受けるタイプとがあるが、現在ではいずれのサービスについても、2001年に創設されたAPAがその費用をまかなう給付として現在では重要な役割を担っている。APAは、その前身であるPSDにおけるさまざまな問題点（厳格な受給要件、求償制度の存在など）を克服してより広範な対象者をカバーするように創設された財政的給付である。APAの受給が決定すると、個人ごとにケアプランが作成されるが、サービスを提供する業者・団体を選択するのは利用者である高齢者個人（あるいはその代理人）であり、具体的なサービスの提供に関し高齢者とサービス提供者との間で契約が締結される。その契約は、高齢者がホームヘルパーと直接契約する場合には労働契約という形をとったり、サービスを提供する団体からホームヘルパーを派遣してもらう場合には高齢者・当該団体間の契約という形をとったりするが、いずれの場合でも介護サービスを受けるのに高齢者は契約を締結する必要がある。

高齢者が介護サービスを受けるのにあたり締結する契約には、さまざまな形で高齢者を保護するための規制が存在する。その規制の特徴を大きく分けると、加齢により精神的・肉体的に衰えている存在として高齢者を捉えた場合の保護と、サービスの消費者として高齢者を捉えた場合の保護とに分けられる。前者は成年無能力者保護制度であり、後者は不当条項委員会による施設入所契約への勧告である。成年無能力者保護制度は日本にも成年後見制度として同様の制度が存在するが、「消費者」として高齢者を保護する視点はフランスの制度の特徴といえるが、それと同時に、高齢化の進展により介護サービスの供給量が増え続けるだろう日本においても重要な視点となってくるだろう。その場合、フランスでの先行的な取り組みは大いに参考になる。

《資料》

(笠木映里訳)

## 入所契約

(付属書類：支払義務に関するものと、下着類に関するもの)

### 前文

この入所契約は、入所者と、施設の権利及び義務と、そこから発生する全ての法的効果を定める。

高齢者のための施設への入所を望む者は入所が認められうるものであり、その健康状態と、要介護状態に応じて、(ここに、Maison de retraite (医学的治療棟) か Unité de Soins de Long durée を特定して記入する) 入所が認められる。

入所を望む個々人は、入所契約に同意することを求められる。入所希望者(あるいはその代理人)は、この契約を、よく注意を払って調べることを促される。

Maison de retraite と、Unité de Soins de Long durée は公的医療機関である Givors 病院センターに付属する。

施設は、社会扶助及び個人ごとに額の定まる自立支援手当 (l'allocation personnalisée autonomie) の受給者を受け入れる資格を有する。これらの受給を受けることを望む者は、入所許可の際にその申請を行う。

施設は、条件を満たしている入所者に、住居手当の受給を許すために、住居手当の分配に関する規範を遵守する。

下にサインした者の中で、入所契約が締結される：

一方当事者

Givors 病院センター長

及び、

他方当事者 氏名

(生年月日)

(住所)

万一の場合の代理人 氏名

(生年月日)

(住所)

(血縁関係)

法的代理人、後見人、財産管理人

(判決のコピーを同封すること)。

以下のように取り決める：

## 第1章

### 入所サービス—入所期間

I—1 入所者は、

Unité de Soins de Longue Durée あるいは、Section de Cure Médical への入所を許可される。

(不要な記述を傍線で消すこと)

I—2 この入所契約は、

—から始まる、無期限の期間について

—から—まで(最大6ヶ月間)の、有期契約について

締結される(不要な記述を傍線で消すこと)。

住居への入所の日付は、両当事者によって決められる。入所日付は、給付の明細書の開始日とする。入所者がそれよりも遅く施設に到着することに決めている場合でも、それが不可抗力による場合を除いて同様である。

## 第2章

### 施設によって提供される給付

II—1—医学的・準医学的監視

医学的監視は、サービス医 (médecins du service) あるいは、サービス医が存在しない日程については、施設に常駐する医師 (médecin de garde de l'établissement) によって、保障される。

医学的監視は、とりわけ、24時間体制で引き受けられる枠組において、以下のものを含む。

—全ての入所者の健康状態を診断し、その後の経過を観察する

—申請を行った入所者の回診を担保する

—疾病の場合に、入所者がその場で治療を受け得るか、あるいは入院が必要かを決定する。移送の決定は、緊急性に応じて、出来る限り入所者あるいはその家族との協議を経てなされる。

治療の引受に関する情報は、この契約に付された内部規則の「入所の環境」という文書に含まれている。

II—2—施設によって保障される他の給付

II—2—1—施設によって提供される住居と家具は以下のものとなる：

—個室あるいはツインベッドの二人部屋(空室状況によって決定)に、ナイトテーブル、食卓、肘無しの椅子、肘掛け椅子、個別の表札及び電話(部屋ごとに一つ—通話料金は入所者の負担となる)を備える。一人部屋、二人部屋への配分は、とりわけ医療上の理由により、入所の途中で修正され選る。

II—2—2—暖房、電気、水道は施設の負担とする。

II—2—3—食事：食事(朝食、昼食、軽食、夕食)は、入所者の健康状態に応じて、食

堂あるいはそれぞれの個室において提供される。オールドナンスによって規定された栄養療法 (les régimes alimentaires) が考慮される。

高齢者は、自ら選んだ者を、昼食あるいは夕食に招くことができる。招かれる者は、「訪問者の」食事チケットの価格を支払わなければならない。この価格の額は、毎年、病院センターの理事会によって決められ、関係当事者に知らされる。

#### II-2-4-部屋の掃除と維持

#### II-2-5-施設のリネンと洗濯

II-2-6-活動のための作業グループが、定期的に施設によって組織される。こうした作業グループは、請求書の対象とはならない。指導員 (une animatrice) は、各営業シーズンにおいて、掲示によって告知されるその活動の組織を特に担当する。活動の一時的な給付、及び、必要な場合には参加の財政的な条件、といったものは、当該場合ごとに指摘される。

#### II-2-7-施設によって保障される他の給付

施設は、美容師 (理容師)、及び、足の治療師 (un pédicure) によるサービスを、入所者が利用できるようにする。

#### II-2-8-日常生活の活動に対する援助

入所者にもたらされ得る援助は、排泄や、その他の日常的な手当 (着衣、散髪、ひげ剃り…)、栄養摂取、施設内の移動、自立を維持するためのあらゆる手段 (施設の外部におけるある種の移動、活動のための作業グループ…) に関するものである。施設は、可能な限り高い自立のレベルを回復させ、維持するという目的の下で、可能な限り全ての機会における入所者の参加を求めつつ、入所者が生活に必要な不可欠な活動を行うことを手助けする。

—その他の施設外における移動、及び、特に施設の医師によって定められた診察

。

#### II-2-9-社会的な手助けの給付

### 第三章

#### 個人的な持ち物

##### III-1-様々な所持品

入所者は、小さな家具、小物、テレビ受像器といったものを、部屋の中に設置することが物理的に可能である場合に限って、持ち込むことができる。

その安全のために、部屋の中への電気製品の設置のサービスについて事前に情報提供することが、患者及びその家族にとりわけ求められる。

こうした所持品の一覧表は、入所の際に作成される。この一覧表は、サービスを受けている間、効力を有し、保存される。

### Ⅲ－２－個人的なリネン（タオル・シーツなど）

個人で持ち込んだリネンの一覧表は、入所の際に作成される。

この一覧表は、入所者あるいはその代理人と、施設のリネン・タオル係職員によって作成される。その写しの一枚はリネン室に保存され、もう一枚は契約調印者、もう一枚は施設の個人棚に掲示される。

この個人的なリネンは、その後そのリネンのメンテナンスを担保する施設のリネン係職員によって、一覧表に従って特定される。

このリネンは、必要な限り頻繁に、家族によって新しくされなければならない。リネンは9枚提出され、一覧表が明らかにされるべきである。

参考として、下着類のタイプをこの契約に付する。

### Ⅲ－３－貴重品

金銭などの貴重品は、施設への到着の日から、Perceptionへ預けるための一覧表の対象とされなければならない。施設は、perceptionへ預けられなかった貴重品の紛失、盗難については責任を負うことはない。

## 第四章

### 入所費用

入所費用は、以下のものから構成される：

- －日々の「宿泊」料金
- －日々の「介護」料金
- －日々の「治療」料金

費用は、l'Unité de Soins de Longue Durée と、la Section de Cure médicale とで異なる。

「宿泊」料金と、「介護料金」とは、入所者が負担する。

「治療」料金は、社会保障が負担する。

施設の理事会の招集の際に、この料金の上昇に関する説明が入所者に提供される。

料金は、施設において (dans le service) 掲示される。

### IV－１－宿泊費

ホテルコストの給付は、当該年について県会の議長のアレテによって決定される「日々の宿泊料金」に従って請求される。

毎年、県会の議長によって決定される新しい日々の宿泊料金は、入所者あるいはその法的代理人、及びその家族代理人に対して告知される。

この契約の締結日において、宿泊費は入所一日あたり正味〇〇ユーロである。

場合によっては生じ得る異議の申し立ては、ローヌの県会議長に対して行われなければならない。

「宿泊」料金は、毎月、入所者あるいはその代理人によって、施設の会計係である受取人に対して期限日に支払われる。

施設は、社会扶助の受給者を受け入れる資格を有する。

社会扶助を受給することを望む者は、入所後書類を作成し、自らが保有する全ての年金、定期収入の証書、貯蓄銀行の通帳、財産の証書を、施設の会計徴収係 (Receveur Percepteur) に提出しなければならない。

社会扶助の請求を行う施設は、支払義務の調印を行わない。

#### IV-2-要介護状態に結びつけられた費用

「介護」料金は、毎年、当該年について、6つの要介護レベルの一つ一つについて、県の議長によって決定される。

毎年、県の議長によって決定される新しい日々の介護料金は、入所者あるいはその法的代理人及び家族代理人に対して告知される。

適用される料金は、Iso 能力グループ (GIR) について決められた料金である。入所者は、AGGIR の段階によるその自立レベルの評価を経て、GIR の中で分類される。料金は、この段階の中での個人の状況の変化に従って変化する。再評価は、少なくとも一年に一度行われる。再評価は、入所者の健康状態のあらゆる急激な変化の後には、行われる。

この契約の締結日において、また、「AGGIR」を考慮に入れば、適用されることになる介護料金は、以下のようになる：

- GIR の〇番グループについて、
- 入所一日あたり、正味〇〇ユーロとなる。

要介護のレベル (AGGIR の評価) 及び財産の水準に従って、入所者は、県の議長によって支払われる、個人的自立手当 (l'allocation personnalisée autonomie) を享受することができる。この手当は、「宿泊」料金と同様の条件で決定され、請求される「介護」料金の費用をカバーすることを可能にする。最小限度額が施設の GIR-5、6 に対応する料金と同様となる負担部分が、入所者の負担に残る。この負担部分は、県の議長によって決定されるが、入所者の財産に従って不定期に引き上げられ得る。この手当の受給を望む者は、施設への入所後書類を作成することを求められる。

#### IV-3-治療に結びつけられた費用

当施設は、包括払い料金を選択した。

その引受は、医師及び看護師の報酬、医薬品、細かい材料や日常的な製品といった必需品、放射線検査、生化学的検査、及び、自由職である医療助手の報酬に結びついた全ての費用をカバーする。

1999年4月26日 n99-316 デクレの付表Ⅲにおいて列挙された給付は、疾病保険によって引き受けられるものの、日々の「治療」料金においては考慮されない。

施設が医学的治療組織の責任を負っている場合には、入所者に対する医学的干涉について、費用の前払いは不要である。



入所者の健康状態が、短期的な入院を必要としない限り、治療は明細書を生じさせない。

入院に付随する入院日額料金は、患者あるいはその疾病保険によって負担される。結果として、入所者は補足的な疾病保険を維持することが望ましい。

#### IV-4-支払義務

氏名

肩書

住所

氏名

肩書き

住所

上記の者は、作成された証書、〇〇、付属書類、この契約によって、保証人となる。入所費用の支払いに関する書面による契約は、この契約に付されており、将来の入所者あるいはその代理人によって調印されなければならない、民法典によって表明された義務に従って、扶養義務者によって副署されなければならない。

### 第五章

#### 不在の場合の請求 (facturation) に関する特別な条件：休暇-入院

##### V-1-個人の事情による不在

入所者は、事前に施設に予告し、入所・外出の時間、訪問、食事の時間を遵守するという条件の下で、本人が望む時に施設を空けることができる。

不在の場合には、宿泊料金は請求 (facturé) される；72 時間以上の不在については、社会扶助に関する省庁のレグルマンによって決定された料金額と同額まで、料金が減額される。

介護費用は、不在を施設に告知していたという条件の下で、不在となる初日から請求されない。

社会扶助に属する者については、保護のための住居を通じた県による社会扶助に関する、県のレグルマンの規定が適用される。

施設に戻った際には、入所者は施設内に居場所を得る。

##### V-3-入院のための不在

入所者が入院した場合には、不在となった日から4日目(72時間)以降、宿泊料金はその部屋を維持するための入院料金額まで減額される。

介護料金は、入院の初日から請求されない。

##### V-4-契約の解除の場合の請求

任意による退所の場合には、VI-1のパラグラフに指摘される通り規定された予告の期日まで、請求が行われる。

死亡の場合には、規定された料金は部屋が空になるまで発生する。  
その上、部屋が封印されるような場合には、部屋が解放されるまでの間の期間は料金請求が発生する。

## 第六章

### 契約の解除

#### VI-1 任意解除：

入所者あるいはその代理人の主導により、この契約はいつでも解除され得る。

入所者あるいはその代理人は、その決定を、施設の長に対して受領証と引き替えに書面  
で、あるいは、受取証を伴った書留の書面によって、施設による受領の日から計算される  
(de date à date) 一ヶ月の予告期間を提示して、通告する。

部屋は、遅くとも、退所することが予定された日までには空けわたされる。

#### VI-2 施設の主導による解除

##### ※受入が可能とならないような健康状態の不適合

緊急的な性格がない場合に、入所者の健康状態が施設内に滞在し続けることをもはや許さないようなものであるような時には、経営陣は関係当事者、すなわち、存在する場合には主治医、場合によっては、調整役の医師、そして施設との協議を通じて、あらゆる適切な措置を採る。

施設の長は、受取証を伴った書留の書面でこの契約を解除することができる。部屋は、30日後に解放される。

緊急的な場合には、施設の長は全ての適切な措置を採る。

施設の調整役の医師の意見によって、緊急的な状況を通じて、入所者の健康状態が、施設への復帰を試みることを可能としない場合には、入所者及び（あるいは）その法的代理人は、直ちに、施設の長によって、契約の解除の通告を受ける。この解除は、受領証を伴った書留の書面によって確認される。部屋は、決定の通告以降 30 日後に解放される。

##### ※内部規則およびこの契約の不遵守

##### ※集団生活との不調和

深刻で有害な行為は、集団生活との不調和のための解除を決定する理由となり得る。この場合、施設の責任者と関係者（場合によっては関係者によって選ばれた他の者によって付き添われる）による、個人的な話し合いが組織されることになる。

こうした話し合いが失敗した場合、施設の長は、契約の解除に関するその最終的な決定を下すより 30 日前に、施設の評議会の意見を要請する。

契約の解除は、受領証を伴った書留の書面によって、入所者及び（あるいは）その法的代理人に通告される。

部屋は、決定の通告日から 30 日後に、解放される。

#### ※支払の欠如のための解除

支払期日から 30 日以上支払遅滞は、施設の長と関係者（場合によっては自らが選んだ第三者に付き添われる）による個人的な話し合いの対象となる。

こうした会談が失敗した場合、支払の催告が、入所者及び（あるいは）その法的代理人に対して、受領証を伴った書留の書面によって通告される。

遅滞の通告から 30 日後、適正化（*régularisation*）の手続が介入しなければならない。これがない場合には、部屋は受領証を伴った書留の書面によって契約の解除が通告された日から数えて 30 日後に、解放される。

#### ※死亡による解除

法的代理人あるいは、場合によっては入所者によって指定されている *référénts* は、（入所者の死亡について一訳者注）直ちにあらゆる手段によって通知を受け、場合によっては、受領書を伴った書留の書面によって通知される。

部屋は、最大で 10 日後に解放される；特別な封印の場合を除いて、死亡の日から数えて 10 日後である。これを超えた場合、経営陣は、部屋の明け渡しを実施することができる。

V-4 のパラグラフに規定された料金請求の条件が適用される。

### 第七章

#### 契約当事者の責任

施設及びその様々な占有者との関係において入所者に適用される、責任に関する一般的な規制は、民法典の 1382 条から 1384 条によって規定されている。

公的性格を有する組織の資格によって、施設は、その運営の規制や、生じ得る争訟への参加について、特別な法的・行政責任の枠組に組み込まれている。施設は、こうした様々な活動の実施を、現在効力を有する法律及びレグルマンの枠組において、保障されている。

この枠組において、そして、自らが引き起こし得る損害のために、入所者は民間の責任保険に加入し、毎年施設に対して加入を証明する。

財や個人的所持品の保険のために、入所者は：

- －損害保険に加入し、毎年施設に対してその保険証書のコピーを提示する
- －契約の締結時には保険に加入しなかったとしても、何らかの損害保険に加入するに至った場合には証書のコピーを施設に提示することを義務づけられる。

入所者及び（あるいは）その法的代理人は、財及び個人的な所持品に関する規制、とりわけ、こうした財の盗難、紛失、毀損の場合における施設の責任及び責任の制限を司る諸原則について書面あるいは口頭による情報を受け取ったことを証明する。

安全の推進のために、部屋の中で喫煙しないこと、電気毛布を接続しないことが要請される。

### 第八章

#### 意思の尊重

死亡の場合には、入所者によって提示されていた意思は、細やかに遵守される。葬儀の

費用は家族の負担とする。

入所許可の条件、期間、更新、解除、入所費用について認識したことを前提として、

〇〇は、

行政的あるいは医療上の書類を作成し、Gériatrieにおいて許可された、  
l'Unité de Soins de Longue Durée あるいは la Maison de retraite において（不要な記述を傍線で消すこと）、

〇〇 から

〇〇 の期間について

受け入れられる。

入所者は（以下参照：個人部屋あるいは、二つのベッドが備わった二人部屋）を利用する。

## 第九章

### 入所契約の現代化

この契約の全ての規定及び、以下で指摘されている部分は、全体として適用される。入所契約のいかなる現代化も、場合によっては施設の評議会の意見を経て理事会によって決定されるが、補則（avenant）の対象となる。

#### この契約は以下の規定に従う：

－1975年6月30日法律

－社会福祉サービス、社会福祉的医療サービスを改革する2002年1月2日法律

－理事会の決定事項

#### 同封される書類：

- ・入所者及び（あるいは）その法的代理人が認知したことを宣言する、「入所条件－内部規則」の書類
- ・後見、財産管理、裁判上の保護者（を認定する）判決の写し
- ・連帯保証責任
- ・入所者が加入している場合には、民間の責任保険の証明書
- ・入所者が加入している場合は、財及び個人的所持品に関する損害保険の証明書
- ・存在する場合には、封を施された入所者の意思
- ・下着類の構成

#### 入所契約に関する情報：

この入所契約は、施設の長及び入所者あるいはその法的代理人によって調印された二つの写しによって確定される。

一つ目の写しは、入所者あるいはその法的代理人に向けて一度に発せられる。これには、内部規則の写し、要介護高齢者の権利及び自由に関する憲章の写し、支払義務の写しといったものが伴う。

二つ目の写しは、入所者の管理書類として分類される。